

地方独立行政法人香取おみがわ医療センター
次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく
一般事業主行動計画

職員がその能力を充分発揮し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）に配慮し、働きやすい職場環境を整備・確立するために行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

2. 内容

目標1：各月ごとの平均残業時間を1時間削減する。

<取り組み>

- 令和8年4月～：現状把握をする。
- 令和8年4月～：時間外勤務の状況を管理職員に報告し、時間外勤務に関する管理職員の認識を高める。
- 令和8年4月～：業務内容の見直しや効率化の検討を行い、適宜改善を図る。
- 令和8年4月～：帰宅しやすい職場環境を構築する。

目標2：期間中における男性の育児休業取得者を1名以上にする。

<取り組み>

- 令和8年4月～：出生時育児休業や育児休業給付金など制度内容を把握し、男性職員向けの育児休業のパンフレットを作成する。
- 令和8年4月～：対象となる職員へ個別に案内をする。
- 令和8年4月～：育児休業取得後も男性職員の育児参加を奨励するために、子の看護等休暇や早出遅出勤務制度など両立支援制度について案内をする。